

政令、省令及び告示の改正概要

■ 背景・概要

環境省では、ブルーギル以外のブルーギル属に属する種、マーレーコッド、ゴールデンパーチ、オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外の種及びブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種の交雑により生じた生物について、生態系への被害の状況や被害発生の可能性に鑑み、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づき飼養等、輸入その他の取扱いを規制する特定外来生物として新たに追加すべく、検討を進めてきました。

特定外来生物等専門家会合からの意見聴取やパブリック・コメントといった所定の手続を経て、これらの生物を特定外来生物に指定するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 248 号）」が令和 8 年 8 月 5 日（水）に公布され、同年 9 月 1 日（火）に施行されました（詳細は別紙 1 及び別紙 2 のとおり）。

また、今回新たにこれらの生物が特定外来生物に指定されたことに伴い、関連する省令及び告示についても所要の改正を行っており、当該省令及び告示についても同日 9 月 1 日（火）に施行されました。

※ 特定外来生物とは： 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取扱いについては、飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）、輸入、譲渡し、放出等の禁止といった規制がかかります。

特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の改正について

1. 改正の背景及び趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「令」という。）により、特定外来生物として定められた外来生物の飼養等（法第 1 条に規定する飼養等をいう。）、輸入その他の取扱いについて規制を行っている（法第 2 条、第 4 条～第 10 条）。

〔 現在、令において、合計 162 種類（7 科、4 種群、15 属、128 種、10 交雑グループ）の外来生物が法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として指定されている。 〕

(2) 今般、専門家による議論の結果、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき新たに知見が得られた外来生物を、法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として追加する。

(3) その他、令別表第 1 の特定外来生物の名称の表記について、最新の知見を踏まえて変更を行う。

2. 改正の内容

(1) 外来生物の種として、以下を追加する（令別表第 1 関係）。

① *Lepomis* 属（ブルーギル属）に属する種のうち *Lepomis macrochirus*（ブルーギル）以外のもの

② *Maccullochella peelii*（マーレーコッド）

③ *Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）

④ *Coreoperca* 属（オヤニラミ属）に属する種のうち *Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの

(2) 交雑することにより生じた生物として、(1) ①に属する種間の交雑により生じた生物を追加する（令別表第 2 関係）。

(3) 令別表第 1 の「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に、「イクタルルス科」の表記を「アメリカなまず科」に変更する。

特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の改正について

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号。以下「令」という。）の一部改正（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 248 号））により、「*Lepomis* 属（ブルーギル属）全種」、「*Lepomis* 属（ブルーギル属）に属する種と *Lepomis* 属（ブルーギル属）に属する他の種が交雑することにより生じた生物」（その生物の子孫を含む。以下「交雑個体」という。）」、「*Maccullochella peelii*（マーレーコッド）」、「*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）」、「*Coreoperca* 属（オヤニラミ属）に属する種のうち *Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの」の 5 種類が新たに特定外来生物となった。また、令別表第 1 の「イクタルルス科」の表記が「アメリカなまず科」に変更された。これらに伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 特定外来生物となった「*Lepomis* 属（ブルーギル属）全種」について、法第 21 条に定める未判定外来生物から削除する。（第 28 条、別表第 1 関係）
また、「サンフィッシュ科に属する種とサンフィッシュ科に属する他の種が交雑することにより生じた生物」を新たに未判定外来生物に追加し、「*Lepomis* 属（ブルーギル属）に属する種と *Lepomis* 属（ブルーギル属）に属する他の種が交雑することにより生じた生物」を未判定外来生物から削除する。（第 28 条、別表第 2 関係）
- (2) 「サンフィッシュ科に属する種とサンフィッシュ科に属する他の種が交雑することにより生じた生物」及び特定外来生物となった「*Coreoperca* 属（オヤニラミ属）」を、法第 25 条に定める種類名証明書の添付が必要な生物に追加する。（第 30 条、別表第 3 及び別表第 4 関係）
- (3) 「イクタルルス科」を「アメリカなまず科」に、「イクタルルス属」を「アメリカナマズ属」に変更する。（第 28 条及び第 30 条、別表第 1 及び別表第 3 関係）
- (4) 飼養等の禁止の適用除外について、規定の一部を削除する。（第 2 条関係）

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る 特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正について

1. 改正の背景及び趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

法では、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受ける場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」

（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 5 条第 1 項に定めるほか、同条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年 5 月環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」とする。）又は「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年 5 月農林水産省・環境省告示第 4 号）において定めている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号。以下「令」という。）の一部改正により、「ブルーギル属に属する種のうちブルーギル以外のもの」、「マーレーコッド」、「ゴールデンパーチ」、「オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外のもの」及び「ブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種が交雑することにより生じた生物」（その生物の子孫を含む。以下「ブルーギル属の交雑個体」とする。）の 5 種類が特定外来生物として新たに指定された。これに伴い、環境省告示についても所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）既に特定外来生物に指定されているオオタナゴ等に係る特定飼養等施設の基準細目の対象種へ「ブルーギル属に属する種のうちブルーギル以外のもの」、「ゴールデンパーチ」、「オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外のもの」及び「ブルーギル属の交雑個体」を追加する（詳細は別紙のとおり）。

（2）既に特定外来生物に指定されているガー科全種等に係る特定飼養等施設の基準細目の対象種へ「マーレーコッド」を追加する（詳細は別添のとおり）。

環境省告示にて規定する予定の飼養等施設等に関する細目

今回特定外来生物に指定される種	・ブルーギル属に属する種のうちブルーギル以外のもの ・ゴールデンパーチ ・オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外のもの ・ブルーギル属の交雑個体	・マーレーコード
施設の基準の細目	移動用施設※1又は水槽型施設等※2のいずれかであること。	移動用施設※1、水槽型施設等※2又は人工池沼型施設等※3のいずれかであること。
許可の有効期間	三年間	三年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間	輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。	輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法	個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。	個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
特定外来生物の取扱方法	特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。	特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

※1) 「移動用施設」：特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。
- ※ 2) 「水槽型施設等」：水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ※ 3) 「人工池沼型施設等」：人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
 - ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ハ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - ニ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - ホ 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ヘ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - ト 施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - チ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の改正に伴う
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定
に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件の一部改正について

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）の改正による号番号の変更に伴い、同施行規則第 2 条 15 号が第 2 条 14 号に変更となることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件」（令和 5 年 3 月環境省告示第 32 号）の名称を改める。

2. 改正内容

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件」を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十四号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件」に改める。

3. 意見公募手続を実施しなかった理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の改正に伴う
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定
に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件の一部改正について

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）の改正による号番号の変更に伴い、同施行規則第 2 条 15 号が第 2 条 14 号に変更となることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」（令和 5 年 9 月農林水産省・環境省告示第 5 号）の名称を改める。

2. 改正内容

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十四号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」に改める。

3. 意見公募手続を実施しなかった理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。